

# 家畜衛生だより

R5-61 令和6年3月

置賜家畜保健衛生所  
置賜家畜衛生指導協会  
〒999-2232 南陽市三間通 444  
TEL 0238-43-3217  
FAX 0238-43-5249

## 牛肉輸出に係るEUの新たな動物用医薬品規制への対応

EUにおける規則の変更に伴い、出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに牛肉を輸出ができなくなります。このため家畜市場や子牛出荷先農家から

### ① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

### ② 申告書の提出

を求められる場合があります。

求められた際には

① 診療獣医師への使用履歴の確認、

② 自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書の提出のご協力をお願いします。



## ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

### 対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書を提出。



牛飼養農家

申告書



家畜市場

当市場に牛を出荷する際にホスホマイシンの使用がないことを確認の上、申告書を添付してください。

### 対応2 子牛出荷先農家(肥育農家、育成農家等)から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、子牛出荷先農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書を提出。



牛飼養農家

申告書



子牛出荷先農家



あなたの農家から購入したこの牛について、ホスホマイシンの使用がないことを確認の上、申告書を提出してもらえますか。

## ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

(問い合わせ先)

山形県畜産振興課  
TEL:023-630-2470

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班  
TEL:03-6744-2130

(様式例)

氏名・名称： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

### ホスホマイシンの使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、ホスホマイシンを使用していないことを申告します。

#### 記

1. 個体識別番号： 

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 転入有無： \_\_\_\_\_ 無し \_\_\_\_\_ 有り (転入日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以上